

改正

平成3年4月9日規則第46号
平成4年4月20日規則第37号
平成5年4月15日規則第35号
平成6年4月15日規則第40号
平成6年10月31日規則第124号
平成7年5月15日規則第54号
平成8年5月14日規則第47号
平成9年6月16日規則第88号
平成10年6月12日規則第67号
平成11年6月4日規則第76号
平成12年6月15日規則第107号
平成13年3月30日規則第63号
平成13年6月29日規則第82号
平成14年6月28日規則第72号
平成15年6月30日規則第88号
平成16年6月30日規則第59号
平成17年3月14日規則第14号
平成17年6月30日規則第106号
平成18年6月30日規則第82号
平成19年6月29日規則第69号
平成20年6月30日規則第68号
平成21年6月30日規則第64号
平成22年7月14日規則第56号
平成23年6月30日規則第42号
平成24年6月29日規則第73号
平成25年6月28日規則第71号
平成26年6月30日規則第61号

平成27年6月30日規則第58号
平成28年3月31日規則第78号
平成28年6月30日規則第92号
平成29年6月30日規則第60号
平成30年6月29日規則第87号
令和元年6月28日規則第19号
令和2年6月30日規則第87号
令和3年6月30日規則第109号
令和4年6月30日規則第75号

世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則

世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則（昭和57年3月東京都世田谷区規則第25号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 私道整備及び私道排水設備工事の助成手続（第5条—第11条の2）

第3章 区長に委託して行う私道整備の助成手続（第12条—第14条）

第4章 雑則（第15条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例（昭和57年3月世田谷区条例第29号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（私道整備の設計基準等）

第2条 条例第3条第1項本文に規定する設計基準及び工事仕様書は、世田谷区工事施行規程（昭和50年9月世田谷区訓令甲第33号。以下「施行規程」という。）第7条に定める設計基準及び施行規程第9条に定める工事仕様書とする。

一部改正〔平成12年規則107号〕

（私道排水設備工事の設備基準等）

第3条 条例第4条本文に規定する設備基準は、東京都排水設備要綱とする。

2 条例第4条本文に規定する設置基準は、別表第1のとおりとする。

一部改正〔平成30年規則87号〕

(助成金の額)

第4条 条例第5条第1項に規定する区長が定めた額は、次に掲げる額の合計額に助成率80パーセント（条例第3条第1項ただし書に規定する区長が特に必要と認めたとき（私道の陥没その他の事由により通行人に危険が生じ、又はそのおそれがあるときを除く。）は、50パーセント）を乗じて得た額に当該額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。

(1) 別表第2（57の項を除く。）により算出された額（以下「基礎額」という。）

(2) 別表第2（1の項から56の項までを除く。）により算出された額

(3) 別表第3基礎額の欄に定める基礎額の区分に応じてそれぞれ同表計算方法の欄に定める計算方法により算出された額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

2 条例第5条第2項に規定する区長が定めた額は、別表第4により算出された額に当該額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。

3 前2項の規定により算出された額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

全部改正〔平成5年規則35号〕、一部改正〔平成9年規則88号・13年63号・17年14号・22年56号・28年78号・30年87号〕

第2章 私道整備及び私道排水設備工事の助成手続

(助成の申請)

第5条 条例第7条に規定する申請は、私道整備・私道排水設備助成申請書（第1号様式）により行わなければならない。

2 前項の申請をしようとする者が複数の場合は、その中から定められた代表者が申請を行わなければならない。

3 第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、区長が相当の理由があると認めたときは、第3号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(1) 委任状（第2号様式）

(2) 申請者（複数の場合は、代表者）の印鑑登録証明書（助成の決定を受けた私道排水設備工事に引き続いて行う私道整備の助成の申請の場合で、区長が相当の理由があると認めたときを除く。）

(3) 土地使用承諾書（第3号様式）及びこれに係る承諾者の印鑑登録証明書（印鑑登録証明書については、助成の決定を受けた私道排水設備工事に引き続いて行う私道整備の助成の申請の場合で、区長が相当の理由があると認めたときを除く。）

- (4) 設計調書及び設計図
- (5) 排水設備計画届出書の写し（私道排水設備の助成の場合に限る。）
- (6) 前各号のほか、区長が必要と認める書類
一部改正〔平成6年規則124号・30年87号〕

(助成の決定)

第6条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成する旨を決定したときは、私道整備・私道排水設備助成決定通知書（第4号様式。以下「決定通知書」という。）により、助成しない旨を決定したときは、私道整備・私道排水設備助成棄却決定通知書（第5号様式）により申請をした者に通知するものとする。

(承諾書)

第7条 条例第9条に規定する承諾書は、承諾書（第6号様式）とする。

(承認事項)

第8条 決定通知書を受けた者は、工事を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

(完了報告)

第9条 決定通知書を受けた者は、工事が完了したときは、直ちに完了報告書（第7号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工事实績調書
- (2) 竣工図
- (3) 工事記録写真

一部改正〔平成6年規則124号〕

(助成金の交付)

第10条 区長は、前条に規定する完了報告書を受けた場合においては、完了報告書の審査を行い、かつ、工事について現場調査を実施した後、交付すべき助成金の額を確定し、私道整備・私道排水設備助成金確定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

(助成金の請求)

第11条 前条の通知を受けた者は、私道整備・私道排水設備助成金請求書（第9号様式）により区長に助成金を請求しなければならない。

(助成決定の取消しの通知)

第11条の2 区長は、条例第12条の規定により助成決定を取り消したときは、私道整備・私道排水設備助成決定取消通知書（第9号の2様式）により通知するものとする。

追加〔平成21年規則64号〕

第3章 区長に委託して行う私道整備の助成手続

（助成の申請）

第12条 条例第7条に規定する申請のうち、条例第6条ただし書に規定する工事を区長に委託して行う私道整備の助成の申請は、私道整備助成申請書（第10号様式）により行わなければならない。

2 前項の申請書には、当該私道の所有者その他私道について権利を有する者から工事に係る承諾を得た旨の承諾書（第11号様式）その他区長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（助成の決定）

第13条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成の申請を承認するときは、私道整備助成承認書（第12号様式）により、助成の申請を承認しないときは、私道整備助成不承認通知書（第13号様式）により申請をした者に通知するものとする。

（工事完了通知）

第14条 区長は、委託を受けた私道整備の工事が完了したときは、工事完了通知書（第14号様式）により、私道整備の助成の承認を受けた者に通知するものとする。

第4章 雑則

（委任）

第15条 この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成2年4月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

付 則（平成3年4月9日規則第46号）

- 1 この規則は、平成3年4月10日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成4年4月20日規則第37号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正後の別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成5年4月15日規則第35号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第3の規定は、この規則の施行の日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成6年4月15日規則第40号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、この規則の施行の日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成6年10月31日規則第124号）

- 1 この規則は、平成6年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成7年5月15日規則第54号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第2及び別表第3の規定は、この規則の施行の日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成8年5月14日規則第47号）

- 1 この規則は、平成8年5月15日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成8年5月15日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成9年6月16日規則第88号）

- 1 この規則は、平成9年6月17日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規

定は、平成9年6月17日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成10年6月12日規則第67号）

- 1 この規則は、平成10年6月15日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成10年6月15日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成11年6月4日規則第76号）

- 1 この規則は、平成11年6月7日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成11年6月7日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成12年6月15日規則第107号）

- 1 この規則は、平成12年6月16日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成12年6月16日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月30日規則第63号）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成13年4月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成13年6月29日規則第82号）

- 1 この規則は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成13年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成14年6月28日規則第72号）

- 1 この規則は、平成14年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規

定は、平成14年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成15年6月30日規則第88号）

- 1 この規則は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成15年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成16年6月30日規則第59号）

- 1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成16年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月14日規則第14号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成17年4月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成17年6月30日規則第106号）

- 1 この規則は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成17年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成18年6月30日規則第82号）

- 1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成18年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成19年6月29日規則第69号）

- 1 この規則は、平成19年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規

定は、平成19年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成20年6月30日規則第68号）

- 1 この規則は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成20年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成21年6月30日規則第64号）

- 1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成21年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年7月14日規則第56号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成23年6月30日規則第42号）

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成23年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月29日規則第73号）

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成24年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年6月28日規則第71号）

- 1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規

定は、平成25年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年6月30日規則第61号）

- 1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成26年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年6月30日規則第58号）

- 1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成27年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日規則第78号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成28年4月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年6月30日規則第92号）

- 1 この規則は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成28年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年6月30日規則第60号）

- 1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、平成29年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年6月29日規則第87号）

- 1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規

定は、平成30年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月28日規則第19号）

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、令和元年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（令和2年6月30日規則第87号）

- 1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、令和2年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年6月30日規則第109号）

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、令和3年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年6月30日規則第75号）

- 1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、令和4年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

私道排水設備設置基準

種別	形状寸法等		備考
排水本管	管径	最小勾(こう)配	1 排水本管の形状については、東京都下水道条例（昭和34年東京都条例第89号）第3条第4号若しくは第5号又は所定の管きよ流量計算により決定する。

	内径150mm	1.5/100以上	<p>2 排水本管の管種については、内径300mm以下は硬質塩化ビニル管（VU管）とし、それを超える場合は、遠心力鉄筋コンクリート管を使用する。ただし、設計上やむを得ない場合は、硬質塩化ビニル管（VU管）を使用することができる。</p> <p>3 土被（かぶり）は、原則として最小75cmとする。ただし、現場の地形上やむを得ない場合は最小45cmとすることができる。</p> <p>4 関係法令等により、1.50mを超える掘削については、軽量鋼矢板工法による山留工を必要とする。</p>
	内径200mm	1.2/100以上	
	内径250mm	1.0/100以上	
	内径300mm	0.8/100以上	
	内径350mm	0.6/100以上	
取付管	内径100mm 内径150mm 内径200mm		<p>1 材質は、排水本管の場合と同じ。</p> <p>2 管径については、原則として内径150mm以上を使用する。</p>
管防護	コンクリート全断面防護 クラッシャーラン砕石（C-40）厚さ10cm以上		排水本管又は取付管の土被（かぶり）が浅く、防護が必要と認められるときに行う。
人孔	円形人孔内径70cm（深さ1.60mまで） 矩（く）形及び組立矩（く）形人孔内（うち）法（のり）90cm×60cm（深さ3.00mまで） 組立矩（く）形人孔内（うち）法（のり）120cm×60cm（深さ3.50mまで） 円形及び組立円形人孔内径90cm（深さ4.00mまで）		<p>1 幅員4m未満の行き止まりの私道については、起点人孔は、原則として円形人孔内径70cmを使用する。</p> <p>2 中間・会合人孔は、円形人孔内径90cmを使用する。なお、同人孔が施工できない場合は、円形人孔内径70cm、矩（く）形若しくは組立矩（く）形人孔内（うち）法（のり）90cm×60cm又は組立矩（く）形人孔内（うち）法（のり）120cm×60cmを使用することができる。</p>

		<p>3 幅員 4 m以上の通り抜けで、一般の自動車の通行量が多く、公共性が高いと認められる私道では、人孔鉄ぶたを使用することができる。</p> <p>4 関係法令等により、1.50mを超える掘削については、軽量鋼矢板工法による山留工を必要とする。</p>
副管	内径200mm以上	人孔内部において、排水本管の上流と下流の管底差が、60cm以上ある場合に設置する。
汚水ます	<p>内径35cm（深さ0.80mまで）</p> <p>内径50cm（深さ1.40mまで）</p> <p>内径50cm（鉄蓋（ぶた）使用）</p> <p>内径70cm（深さ1.60mまで）</p> <p>内径70cm（人孔蓋（ぶた）類使用）</p>	<p>1 幅員 4 m未満の行き止まりの私道又は通り抜けでも幅員の狭い私道の場合は、内径35cmを使用する。</p> <p>2 将来、公道として認定される可能性がある私道は、内径50cmを使用する。ただし、一般の自動車の通行量が多く公共性が高いと認められる私道では、内径50cm（鉄蓋（ぶた）使用）を使用する。</p> <p>3 内径70cmを使用する場合に、車両の通行があるところでは、汚水ます（人孔蓋（ぶた）類使用）を使用する。</p> <p>4 深さが1.60mを超える場合は、円形人孔内径90cmを、ますとして設置する。</p> <p>5 関係法令等により、1.50mを超える掘削については、軽量鋼矢板工法による山留工を必要とする。</p>
雨水ます	<p>内径35cm（深さ0.80mまで）</p> <p>内径50cm（深さ1.00mまで）</p> <p>L形二枚ぶた用</p>	<p>1 内径による使用区分は、汚水ますの場合と同じ。</p> <p>2 設置頻度は、L形側溝20～30mにつき</p>

	内径35cm格子ぶた（角型） 内径50cm格子ぶた（標準型）	1 箇所を標準とする。 3 L形二枚ぶた用雨水ますは、私道の縦断勾（こう）配が5／100以上あり、普通の雨水ますでは路面排水の収容が困難な場合に設置する。 4 L形側溝を設置しない私道では、内径35cm格子ぶた（角型）又は内径50cm格子ぶた（標準型）を使用することができる。
L形側溝	250 B（J I S A5306—1988） 300 B（J I S A5306—1988）	下水処理方式が合流式の地域で、必要と認められる場合に設置する。なお、仕様については、別に定める「東京都排水設備要綱」による。
L形基礎	250 B用コンクリート厚さ10cm 300 B用コンクリート厚さ10cm	仕様については、別に定める「東京都排水設備要綱」による。
仮復旧工	アスファルトコンクリート舗装工（厚さ3cm）	仕様については、別に定める「東京都排水設備要綱」による。
試験掘工	長さ2.00m以上 幅0.70m以上 深さ1.50m以上	関係法令等により、1.50mを超える掘削については、軽量鋼矢板工法による山留工を必要とする。
	その他（上記にあてはまらないもの）	—————
特殊工	上記にない工種	東京都下水道局積算基準に基づき、別途積算する。
障害物切回し	ガス管・水道管等の切回し	排水本管・人孔等の設置ができない場合や石綿セメント配水小管の管種変更工事を行う場合について認める。

一部改正〔平成4年規則37号・6年40号・7年54号・10年67号・17年106号・29年60号・30年87号〕

別表第2（第4条関係）

（単位：円）

	工種名	仕様	単位	単価	備考
1	U形溝工(240)	人力掘削	m	14,000	
2	U形溝工(240)	機械掘削	m	12,500	バックホウ0.1m ³
3	U形溝工(240・蓋)	人力掘削	m	26,000	
4	U形溝工(240・蓋)	機械掘削	m	24,400	バックホウ0.1m ³
5	特L形・U形溝工(240)	人力掘削	m	25,300	
6	特L形・U形溝工(240)	機械掘削	m	23,100	バックホウ0.1m ³
7	L形溝工(250B)	人力掘削	m	19,300	
8	L形溝工(250B)	機械掘削	m	17,300	バックホウ0.1m ³
9	L形溝工(300B)	人力掘削	m	20,200	
10	L形溝工(300B)	機械掘削	m	18,000	バックホウ0.1m ³
11	横断暗きょ工(CO— 240)		m	51,700	
12	U形溝用集水ます工 (400特)	装鉄製蓋・鋼製 網蓋	箇所	83,300	
13	浸透U形ます工(400特)	装鉄製蓋・鋼製 網蓋	箇所	174,800	
14	L形用浸透ます設置工	内径50cm	箇所	109,800	
15	L形用小型汚水ます工 (横型)		箇所	57,000	深さ0.8m
16	L形用小型汚水ます工 (横型)		箇所	61,500	深さ1.0m
17	小型汚水ます工		箇所	65,700	深さ0.8m
18	小型汚水ます工		箇所	70,100	深さ1.0m
19	アスファルトコンクリ ート(透水15型)舗装工	人力施工・しゃ 断層なし	m ²	9,300	RC—30・10cm+開粒 2号・5cm
20	アスファルトコンクリ ート(透水15型)舗装工	機械施工・しゃ 断層なし	m ²	8,500	RC—30・10cm+開粒 2号・5cm
21	アスファルトコンクリ	人力施工・しゃ	m ²	9,500	RC—30・10cm+開粒

	ート (透水15型) 舗装工	断層なし			1号・5cm
22	アスファルトコンクリート (透水15型) 舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m ²	7,900	RC—30・10cm+開粒1号・5cm
23	アスファルトコンクリート (透水20型) 舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m ²	10,400	RC—40・15cm+開粒1号・5cm
24	アスファルトコンクリート (透水20型) 舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m ²	8,800	RC—40・15cm+開粒1号・5cm
25	アスファルトコンクリート (透水25型) 舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m ²	14,400	RC—40・15cm+開粒1号・5cm+開粒1号・5cm
26	アスファルトコンクリート (透水25型) 舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m ²	12,200	RC—40・15cm+開粒1号・5cm+開粒1号・5cm
27	アスファルトコンクリート (20型) 舗装工	人力施工	m ²	10,100	RM—40・15cm+密粒(再生)・5cm
28	アスファルトコンクリート (20型) 舗装工	機械施工	m ²	8,900	RM—40・15cm+密粒(再生)・5cm
29	アスファルトコンクリート (25型) 舗装工	人力施工	m ²	14,400	RM—40・15cm+粗粒(再生)・5cm+密粒(再生)・5cm
30	アスファルトコンクリート (25型) 舗装工	機械施工	m ²	11,900	RM—40・15cm+粗粒(再生)・5cm+密粒(再生)・5cm
31	樹脂製滑り止め舗装工		m ²	9,200	
32	アスファルトコンクリート (透水15型) 舗装工 (表層打換)	人力施工	m ²	6,700	RC—30・平均3cm+開粒2号・5cm
33	アスファルトコンクリート (透水15型) 舗装工	機械施工	m ²	5,800	RC—30・平均3cm+開粒2号・5cm

	(表層打換)				
34	アスファルトコンクリート(透水20型)舗装工(表層打換)	機械施工	m ²	5,700	RC—30・平均3cm＋開粒1号・5cm
35	アスファルトコンクリート(透水25型)舗装工(表基層打換)	人力施工	m ²	10,700	RC—40・平均3cm＋開粒1号・5cm＋開粒1号・5cm
36	アスファルトコンクリート(透水25型)舗装工(表基層打換)	機械施工	m ²	9,000	RC—40・平均3cm＋開粒1号・5cm＋開粒1号・5cm
37	アスファルトコンクリート(20型)舗装工(表層打換)	人力施工	m ²	6,800	RM—40・平均3cm＋密粒(再生)・5cm
38	アスファルトコンクリート(20型)舗装工(表層打換)	機械施工	m ²	5,600	RM—40・平均3cm＋密粒(再生)・5cm
39	アスファルトコンクリート(25型)舗装工(表基層打換)	機械施工	m ²	8,600	RM—40・平均3cm＋粗粒(再生)・5cm＋密粒(再生)・5cm
40	人孔調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	28,000	発生材使用
41	人孔調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	87,200	蓋・枠取替えを含む。
42	汚水ます調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	10,200	発生材使用
43	小型汚水ます調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	3,300	発生材使用
44	L形用雨水ます設置工	内径50cm	箇所	62,200	
45	L形用汚水ます設置工	内径50cm	箇所	65,400	

46	円形汚水ます設置工	内径50cm	箇所	79,700	
47	汚水・雨水ます縁塊蓋取替工	L形ます・丸形ます	箇所	32,600	
48	取付管工(硬質塩化ビニル管)	内径150mm・基礎なし	箇所	58,800	ソケット取付工を含む。
49	取付管工(硬質塩化ビニル管)	内径200mm・基礎なし	箇所	69,200	ソケット取付工を含む。
50	補足コンクリート工	5cm未満	m	11,600	
51	補足コンクリート工	5cm以上15cm未満	m	14,300	
52	水替工		日	8,200	側溝用
53	区画線設置工	溶融式・幅15cm	m	400	
54	交通誘導員		人	19,800	
55	仮復旧工	一層仕上厚3cm	m ²	2,300	
56	特殊工	上記単価表以外の特殊工については、施行規程第7条に定める設計基準に基づいて算出した額			
57	障害物切回し	東京都水道局、東京ガス株式会社等の発行する領収書記載金額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた額			

注 この表により算出された額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

全部改正〔令和2年規則87号〕

別表第3 (第4条関係)

基礎額	計算方法
10,000,000円未満	基礎額 × $\left(\frac{194}{700} - \frac{0.11 \times \text{基礎額}}{7,000,000} \right)$
10,000,000円以上 20,000,000円未満	基礎額 × $\left(\frac{16}{100} - \frac{0.04 \times \text{基礎額}}{10,000,000} \right)$
20,000,000円以上 50,000,000円未満	基礎額 × $\left(\frac{34}{300} - \frac{0.05 \times \text{基礎額}}{30,000,000} \right)$
50,000,000円以上	基礎額 × $\left(\frac{6}{100} - \frac{0.03 \times \text{基礎額}}{50,000,000} \right)$

別表第4（第4条関係）

（単位：円）

種別	形状寸法		単位	単価			備考
				人力施工		機械施工	
排水本管（硬質塩化ビニル管以外のもの）	内径200mm	深さ2.60m以上	m	一般	困難	110,600	深さは、人孔間の平均深さとする。
				139,500	146,400		
	内径250mm	深さ2.60m以上 3.00m未満	m	147,600	155,100	117,500	
		深さ3.40m以上	m	—	—	—	
	内径300mm	深さ2.60m以上 3.00m未満	m	158,800	166,700	125,800	
		深さ3.40m以上	m	—	—	—	
	内径350mm	深さ1.80m未満	m	93,100	113,600	68,400	
		深さ1.80m以上 2.20m未満	m	122,000	130,000	78,100	
		深さ2.20m以上 2.60m未満	m	151,500	159,600	118,200	
		深さ2.60m以上 3.00m未満	m	165,600	173,900	131,200	
		深さ3.00m以上 3.40m未満	m	180,600	189,600	144,900	
		深さ3.40m以上	m	—	—	—	
		排水本管	内径150mm	深さ1.00m未満	m	31,400	
		深さ1.00m以上	m	38,700	—	26,300	

(硬質塩化ビニル管)		1. 40m未満					孔間の平均深さとする。
	内径200mm	深さ1.00m未満	m	32,900	—	24,600	
		深さ1.00m以上	m	40,200	—	27,900	
		1. 40m未満					
		深さ1.40m以上	m	68,700	79,800	49,500	
		1. 80m未満					
		深さ1.80m以上	m	83,400	94,600	59,500	
		2. 20m未満					
	深さ2.20m以上	m	112,600	124,100	84,200		
	2. 60m未満						
	深さ2.60m以上	m	122,200	133,600	92,700		
	内径250mm	深さ1.00m未満	m	40,900	—	30,400	
		深さ1.00m以上	m	49,900	—	34,600	
		1. 40m未満					
		深さ1.40m以上	m	73,700	85,100	53,500	
		1. 80m未満					
		深さ1.80m以上	m	88,900	100,300	63,800	
		2. 20m未満					
		深さ2.20m以上	m	118,500	130,300	88,600	
		2. 60m未満					
		深さ2.60m以上	m	128,600	146,000	97,600	
内径300mm	3. 00m未満						
	深さ3.00m以上	m	142,800	—	110,700		
	3. 40m未満						
	深さ3.40m以上	m	—	—	—		
	深さ1.40m未満	m	58,600	—	41,700		
内径300mm	深さ1.40m以上	m	83,300	95,900	61,100		
	1. 80m未満						
	深さ1.80m以上	m	99,400	112,200	71,800		

		2. 20m未満					
		深さ2. 20m以上	m	130, 100	143, 100	97, 200	
		2. 60m未満					
		深さ2. 60m以上	m	141, 000	159, 900	107, 000	
		3. 00m未満					
		深さ3. 00m以上	m	156, 200	—	121, 000	
		3. 40m未満					
		深さ3. 40m以上	m	—	—	—	
	内径350mm	深さ1. 80m未満	m	89, 300	102, 700	66, 300	
		深さ1. 80m以上	m	105, 700	119, 100	77, 000	
		2. 20m未満					
		深さ2. 20m以上	m	135, 200	148, 900	101, 000	
		2. 60m未満					
		深さ2. 60m以上	m	147, 400	161, 800	111, 900	
		3. 00m未満					
		深さ3. 00m以上	m	165, 300	—	128, 700	
		3. 40m未満					
		深さ3. 40m以上	m	—	—	—	
取付管 (硬質 塩化ビ ニル 管)	内径150mm	深さ1. 00m未満	m		25, 500	—	深さ は、排水 本管 (人 孔間) の 平均土被 (かぶり) とする。
		深さ1. 00m以上	m		27, 400	—	
		1. 40m未満					
		深さ1. 40m以上	m		29, 700	—	
	内径200mm	深さ1. 00m未満	m		31, 300	—	
		深さ1. 00m以上	m		33, 300	—	
		1. 40m未満					
		深さ1. 40m以上	m		35, 600	—	
管防 護工 (硬	内径150mm用	m		15, 700	14, 900		
	内径200mm用	m		16, 400	15, 600		
	内径250mm用	m		18, 400	17, 500		

質塩 化ビ ニル 管)	内径300mm以上用		m	18,900		18,100	
人孔	円形人孔 内径70cm	深さ1.00m未満	箇所	一般	困難	234,100	深さは、人孔深さとす る。 鉄蓋 使用 は、 21,400 円を加 算す る。
				265,600	—		
		深さ1.00m以上 1.20m未満	箇所	285,900	—	251,800	
	深さ1.20m以上	箇所	331,600	334,000	286,900		
	矩(く)形人 孔 内法(の り)90cm× 60cm	深さ1.00m未満	箇所	517,600	—	458,800	
		深さ1.00m以上 1.20m未満	箇所	599,400	603,700	531,500	
		深さ1.20m以上 1.40m未満	箇所	644,000	648,300	567,800	
		深さ1.40m以上 1.60m未満	箇所	693,100	697,400	607,700	
		深さ1.60m以上 2.00m未満	箇所	774,500	779,300	676,200	
		深さ2.00m以上	箇所	904,700	911,900	799,700	
	円形人孔 内径90cm	深さ1.20m未満	箇所	524,300	—	448,900	
		深さ1.20m以上 1.40m未満	箇所	597,200	601,000	505,500	
		深さ1.40m以上 1.60m未満	箇所	644,800	648,700	542,700	
		深さ1.60m以上 2.00m未満	箇所	749,900	755,200	631,300	
深さ2.00m以上 2.40m未満		箇所	836,800	844,900	705,000		
深さ2.40m以上		箇所	946,000	964,600	810,100		

		2.80m未満				
		深さ2.80m以上	箇所	1,060,600	1,079,200	920,700
		3.20m未満				
		深さ3.20m以上	箇所	—	—	—
組立矩(く)形人孔内法(のり)90cm×60cm		深さ1.20m未満	箇所	531,800	536,100	491,100
		深さ1.20m以上	箇所	567,000	571,300	520,600
		1.40m未満				
		深さ1.40m以上	箇所	611,000	615,300	559,000
		1.60m未満				
		深さ1.60m以上	箇所	679,100	683,900	618,900
		2.00m未満				
		深さ2.00m以上	箇所	780,300	787,500	716,200
		2.40m未満				
		深さ2.40m以上	箇所	874,800	890,100	804,600
	2.80m未満					
	深さ2.80m以上	箇所	945,500	960,800	878,100	
組立矩(く)形人孔内法(のり)120cm×60cm		深さ1.20m未満	箇所	632,800	637,100	585,000
		深さ1.20m以上	箇所	663,700	668,000	609,600
		1.40m未満				
		深さ1.40m以上	箇所	717,400	721,700	656,600
		1.60m未満				
		深さ1.60m以上	箇所	798,400	803,200	728,500
		2.00m未満				
		深さ2.00m以上	箇所	917,100	924,200	837,500
		2.40m未満				
		深さ2.40m以上	箇所	1,029,800	1,045,000	948,400
	2.80m未満					
	深さ2.80m以上	箇所	1,112,900	1,128,200	1,029,600	

	組立円形人 孔内径90cm	深さ1.20m未満	箇所	462,100	465,900	418,300	
		深さ1.20m以上 1.40m未満	箇所	508,100	511,900	455,100	
		深さ1.40m以上 1.60m未満	箇所	560,100	565,300	501,100	
		深さ1.60m以上 2.00m未満	箇所	600,200	605,400	532,000	
		深さ2.00m以上 2.40m未満	箇所	664,400	672,500	589,700	
		深さ2.40m以上 2.80m未満	箇所	734,400	753,100	657,400	
		深さ2.80m以上	箇所	—	—	—	
		副管 (硬 質塩 化ビ ニル 管以 外の もの)	内径200mm	高さ1.00m未満	箇所	90,600	
高さ1.00m以上 1.50m未満	箇所			107,500		109,300	
高さ1.50m以上 2.00m未満	箇所			136,600		138,900	
高さ2.00m以上	箇所			153,200		156,000	
副管 (硬 質塩 化ビ ニル 管)	内径200mm	高さ1.00m未満	箇所	198,300		200,000	
		高さ1.00m以上 1.50m未満	箇所	216,300		218,400	
		高さ1.50m以上 2.00m未満	箇所	245,100		247,700	
		高さ2.00m以上	箇所	263,300		266,400	
汚水 ます	内径35cm		箇所	L形ます	丸形ます	—	深さは、ます深さ
				88,000	99,100		
	内径50cm	深さ1.00m未満	箇所	91,000	—	—	

		深さ1.00m以上	箇所	112,400	—	—	とす る。 内径 50cm鉄 蓋使用 は 10,100 円を、 内径70 cm鉄蓋 使用は 34,700 円を加 算す る。
		深さ1.00m未満 異形乙使用	箇所	—	104,100	—	
		深さ1.00m以上 異形乙使用	箇所	—	125,500	—	
		深さ1.00m未満 異形丙使用	箇所	—	103,700	—	
		深さ1.00m以上 異形丙使用	箇所	—	125,100	—	
	内径70cm	内径70cmます蓋 使用	箇所	308,300		—	
雨水ま す	内径35cm		箇所	一枚蓋	二枚蓋	—	
				80,700	134,000		
	内径50cm		箇所	89,500	142,900	—	
	内径35cm	格子蓋（角型）	箇所	81,500		—	
内径50cm	格子蓋（標準型）	箇所	102,000		—		
L形 側溝	250B		m	15,800	14,800		
	300B		m	16,300	15,300		
L形 基礎	250B用コンクリート厚さ10cm		m	6,500	5,800		
	300B用コンクリート厚さ10cm		m	7,000	6,300		
仮復 旧工	アスファルトコンクリート舗 装工（厚さ3cm）		m ²	3,000	—		
試験 掘工	A型（2.00m×1.00m×1.50 m）		箇所	117,900	—		
	B型（1.50m×0.70m×1.30		箇所	34,400	—		

	m)				
	C型 (1.00m×0.70m×1.00m)	箇所	17,200	—	
	A型 (2.00m×1.00m×1.50m) アスファルト仮復旧	箇所	123,900	—	
	B型 (1.50m×0.70m×1.30m) アスファルト仮復旧	箇所	37,400	—	
	C型 (1.00m×0.70m×1.00m) アスファルト仮復旧	箇所	19,300	—	
特殊工	上記単価表以外の特殊工については、東京都下水道局の設計標準代価等に基づいて算出した額の90%以内の額				
障害物切回し	東京都水道局、東京ガス株式会社等の発行する領収書記載金額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた額				

注 この表により算出された額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第1号様式（第5条関係）

<p>私道整備 助成申請書 私道排水設備</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>世田谷区長 あて</p> <p style="text-align: right;">申請者（代表者）住所 氏名 ⑩ 電話（ ）</p> <p>私道整備 私道排水設備</p> <p>の助成を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。</p>						
施工場所	世田谷区 丁目 番号から	着工予定	年 月 日			
	世田谷区 丁目 番号まで	竣工予定	年 月 日			
施工者	区 丁目 番号				⑩	
	電話（ ）					
<p>申請者名簿 (番号欄には一連番号を記入し、代表者の番号を○で囲むこと。)</p>						
番号	氏名	住所	番号	氏名	住所	
添付書類	1	委任状	2	申請代表者の印鑑登録証明書	3	設計図書
	4	土地使用承諾書		5	排水設備計画届出書の写し (排水設備助成の場合)	

第3号様式（第5条関係）

土 地 使 用 承 諾 書

私道整備
私道排水設備
私所有の下記土地の私道部分に
私道整備
私道排水設備
助成工事を行うことを承諾します。

年 月 日

私道整備
私道排水設備
助成申請代表者

_____あて

記

使用承諾をする土地 (登記簿記載の地番を記入)	承諾者住所	承諾者氏名	印

- (注) 1 使用承諾をする土地の表示は、必ず登記簿記載の地番を記入してください。
2 使用承諾をする土地の所有者及びその所有区分を表示した図面を添付してください。
3 印鑑登録証明書を添付してください。

第4号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

私道整備
助成決定通知書
私道排水設備

あて

世田谷区長名 印

年 月 日申請のあった助成の申請について、下記の条件により助成を決定したので、通知します。

なお、この決定通知書受領後14日以内に承諾書を提出してください。

記

1 助成見込額 円

助成金は完了報告書の審査及びこの助成金の交付に係る工事の調査実施後、その額を確定し交付する。したがって、確定助成額は上記金額と異なることがある。

2 工事を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ区長の承諾を得なければならない。

3 工事が予定の期間内に完了しない場合又は工事の遂行が困難となった場合は速やかに区長に報告し、その指示に従わなければならない。

4 工事が完了したときは、直ちに完了報告書を区長に提出しなければならない。

5 次の各号の一に該当する場合は助成の決定を取り消すことがある。この場合において、申請者に損害を与えることがあっても、その責を負わない。

(1) 偽りの申請その他不正な手段により助成の決定を受けたとき。

(2) 助成金を工事の資金以外に使用したとき。

(3) 条例第3条第1項本文及び第4条本文に規定する基準に適合する工事を施工しなかったとき。

(4) 助成によって設置した私道排水設備について、下水道法第11条（排水に関する受忍の義務等）の規定に基づく使用を拒否したとき。（私道排水設備助成の場合）

- (5) この決定通知書受領後14日以内に承諾書を提出しなかったとき。
 - (6) 前各号のほか、区長の付けた条件又は命令に従わなかったとき。
- 6 前項により、助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- 7 助成金の返還を命ぜられた者は、当該命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。この場合において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。
- 8 助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。この場合において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。
- 9 この工事に伴って必要となる石綿セメント配水小管の管種変更工事については、東京都水道局に当該管種変更工事を依頼し、速やかに東京都水道局が請求する工事費用を予納しなければならない。

なお、当該管種変更工事に要した費用を、工事の調査実施後、助成金として交付する。

番 号
年 月 日

私道整備
助成棄却決定通知書
私道排水設備

あて

世田谷区長名 印

年 月 日申請のあった私道整備
私道排水設備助成の申請については、下記の理

由により助成できないので通知します。

記

理由

第6号様式（第7条関係）

承 諾 書

年 月 日

世田谷区長 あて

申請者（代表者） 住 所
氏 名 ⑩

年 月 日付

第 号で通知のあった 私有地整備
私有地排水設備 助成につい

ては、異議なく承諾いたします。

第7号様式（第9条関係）

年 月 日						
完了報告書						
世田谷区長 へ						
申請者（代表者）住所 氏名 ㊟						
私道整備 私道排水設備 助成に係る工事が完了したので、下記のとおり完了報告をいたします。						
決定番号	年 月 日		第 号			
着工年月日	年 月 日					
完工年月日	年 月 日					
施工場所	世田谷区	丁目	番先から			
	世田谷区	丁目	番先まで			
申請者	区	丁目	番号	ほか 名		
	電話（ ）					
施工者	区	丁目	番号			
	電話（ ）					
添付書類	1	工事实績調書	2	竣工図	3	工事記録写真

番 号
年 月 日

私道整備
私道排水設備
助成金確定通知書

あて

世田谷区長名 印

年 月 日付 第 号により決定した私道整備
私道排水設備の助成につ

いては、下記のとおり助成金額を確定したので、「私道整備・私道排水設備助成金請求書」を提出してください。

記

助成金額 _____ 円

第9号様式（第11条関係）

私道整備
私道排水設備 助成金請求書

_____ 円

ただし、 年 月 日付 第 号確定の私道整備
私道排水設備助成金として。

年 月 日

申請者（代表者） 住所
氏名

㊟

世田谷区長 あて

番 号
年 月 日

私道整備助成決定取消通知書
私道排水設備

あて

世田谷区長名 印

年 月 日付 第 号で通知した私道整備助成の決定
私道排水設備

について、下記の理由によりこれを取り消したので、通知します。

記

理由

追加〔平成21年規則64号〕

第10号様式（第12条関係）

私道整備助成申請書

年 月 日

世田谷区長 あて

住 所

氏 名 ⑩

電 話（ ）

私道整備の助成を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 私道の所在地 世田谷区 丁目 番先
- 2 私道整備の種別 路面舗装 側溝設置

私道整備助成承認書

番 号
年 月 日

あて

世田谷区長名 印

年 月 日申請のあった私道整備の助成について、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 件 名 私道整備助成工事
- 2 工事の施工場所 世田谷区 丁目 番先
規模 舗装工 延長 m 幅員 m 面積 m²
側溝工 U形溝工 () 延長 m
L形溝工 () 延長 m
- 3 総工費決定金額 円
- 4 注意事項 イ 延長、幅員、面積は区が算定したものです。
ロ 工事完成の際は、ご連絡しますから立会いをお願いします。

番 号
年 月 日

私道整備助成不承認通知書

あて

世田谷区長名 印

年 月 日申請のあった私道整備の助成については、下記の理由により助成できないので通知します。

記

理 由

第 年 月 日
号 日

工 事 完 了 通 知 書

あて

世田谷区長名 印

年 月 日承認した私道整備工事は、下記のとおり完了したので通知します。

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 件 名 | 私道整備助成工事 |
| 2 | 工事の施工場所 | 世田谷区 丁目 番先 |
| 3 | 工事の規模 | 舗装工 延長 m 幅員 m 面積 m ²
側溝工 U形溝工 () 延長 m
L形溝工 () 延長 m |
| 4 | 完了期日 | 年 月 日 |

世田谷区
現場立会人
申請人 住 所
氏 名